

私市円山古墳出土胡籙とその系譜

松井忠春

1 はじめに

古墳から出土する遺物中、武具の一つに矢を盛りそれを携行する用具として胡籙がある。胡籙は、「盛矢具¹」とも呼称されているが、原形を留めて出土した例はなく、その本体に付属する各種金具をもって、今日、復原研究が日・韓国で実施されている²。

その胡籙が、京都府綾部市字私市に所在する私市円山古墳から、京都府内2例目³として出土したのが1988年7月であった。筆者はその調査現場に立ち会う機会を得て以来、胡籙に対する今日的な研究段階を全体把握することに留意してきた。その間、調査担当者による資料紹介⁴および調査概要報告⁵が公表されるとともに、科学的保存処理が終了し、改めて詳細に見ていく条件が整った。

拙稿では、胡籙金具の出土状況等から胡籙の復原を試み、その系譜について若干の私見を披瀝して、大方の批判を請いたい。

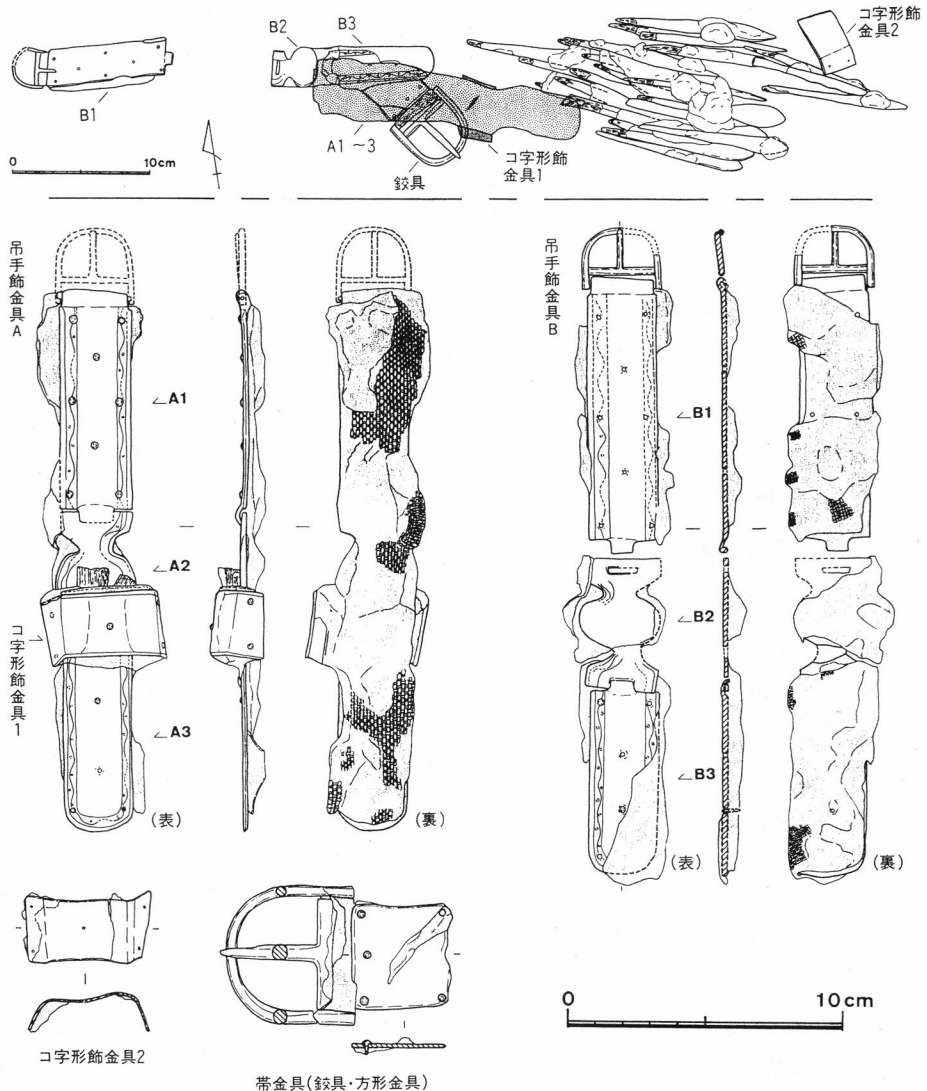
2 私市円山古墳出土の胡籙金具

同古墳から出土した胡籙金具には、吊手飾金具一対、コ字形飾金具一対、及び鉸具、方形金具から成る帯金具がある(第1図)。調査内容については本論集「私市円山古墳の概要」と『概要報告書』に譲るとして、ここではその出土状況についてのみ記載する。

胡籙は初葬と考えられる第2主体部の北側に隣接して構築された第1主体部の棺内から、甲冑、小型銅鏡、勾玉・管玉等の玉類、鉄鏃、鉄剣等と共伴出土した。その出土状況について、調査担当者は以下のように報告している。

「胡籙金具の出土位置は、棺内の南西隅で、鉄鏃群とともに検出された。鉄鏃は切っ先を東側に向け、一束の状態で検出されたため、胡籙内に収められていたものと考えられるが、3点のみ、切っ先の方向を違え、やや離れた状態で出土している。

吊手飾金具は、吊手飾金具Aが吊手飾金具Bの上に重なって検出された。金具A・Bそれぞれの装飾面と向かい合わせた状態で出土している。吊手飾金具Bの部品B1は、やや西に離れた場所で検出された。コ字形飾金具1は、吊手飾金具の部品A2を挟み込むような状態でコ字形飾金具2は、鉄鏃の切っ先付近から、検出されている。帯金具は、



第1図 胡籙金具とその出土状況(『情報』第31号より引用)

吊手飾金具Bのさらに下側から、裝飾面を上にした状態で検出された。

以上の出土状況から、全体的に良好な遺存状態とはいえ、棺内において、棺や遺物の腐食に伴う2次的な移動があったことは否めない。これは、胡籙を副葬する際、先に埋納された草摺によってスペース的な制約を受け、棺側にもたれかけるような状態に置かれていたためではないかと推測される。」

さらに詳述すれば、一束状態の鉄鍔の切っ先は傾斜しており、また吊手飾金具も大きくズレて重なり、同B1はB2・B3とは離れている。帯金具は、吊手飾金具A1と同B3の

対向重複部分に内側から約45度の傾斜をもって出土した。コ字形飾金具1は吊手飾金具A2とA3の連結部に内側に腐食物を挟んで噛み合っている。こうした状況を考慮する限り、調査担当者が報告する「第2次移動」は、傾斜埋納された胡籙が東側からの大きな圧力を受け、その力によって、コ字形飾金具1に吊手飾金具Aが差し込み、吊手飾金具Bは同B1とB2の連結がはずれると同時に、コ字形金具2も飛び跳ねて生じたと推量される。

次に胡籙金具について個別に説明を加える。

鉸具付中円板状吊手飾金具2点(第1図A・B) 圭形金具2枚、中円板金具1枚、鉸具1枚を連結させた3枚構成の鉄地金銅張りである。表面を飾る文様は、蹴り彫りにより、周縁に2条の直線文を配し、条間に波状列点文を施す。下側の圭形金具の場合はU字形に廻らす。蹴り彫りは重複連続ではあるが一部不連続の箇所も確認できる。A1とB1には上側には鉸具を取り付ける軸受け、下部には中円板状金具を連結させるための断面半円形の鈎状部があり、A3とB3にも同様の鈎状部を作り出す。留金具としての鉸ないし鉸穴は、A1・B1には周縁に3対6個、中央に2個、A3・B3には同2対4個、中央に2個を配す。全長はAがBより約1cm短く、鉸具部を除けば9.6cmを測る。中円板状金具は、中円双方形を呈し、蹴り彫りによる波状列点文を有し、上・下部には圭形金具を連結させるための長方形孔が穿たれている。

裏面全体に平織りの布目上に金具からはみ出て革が付着している。

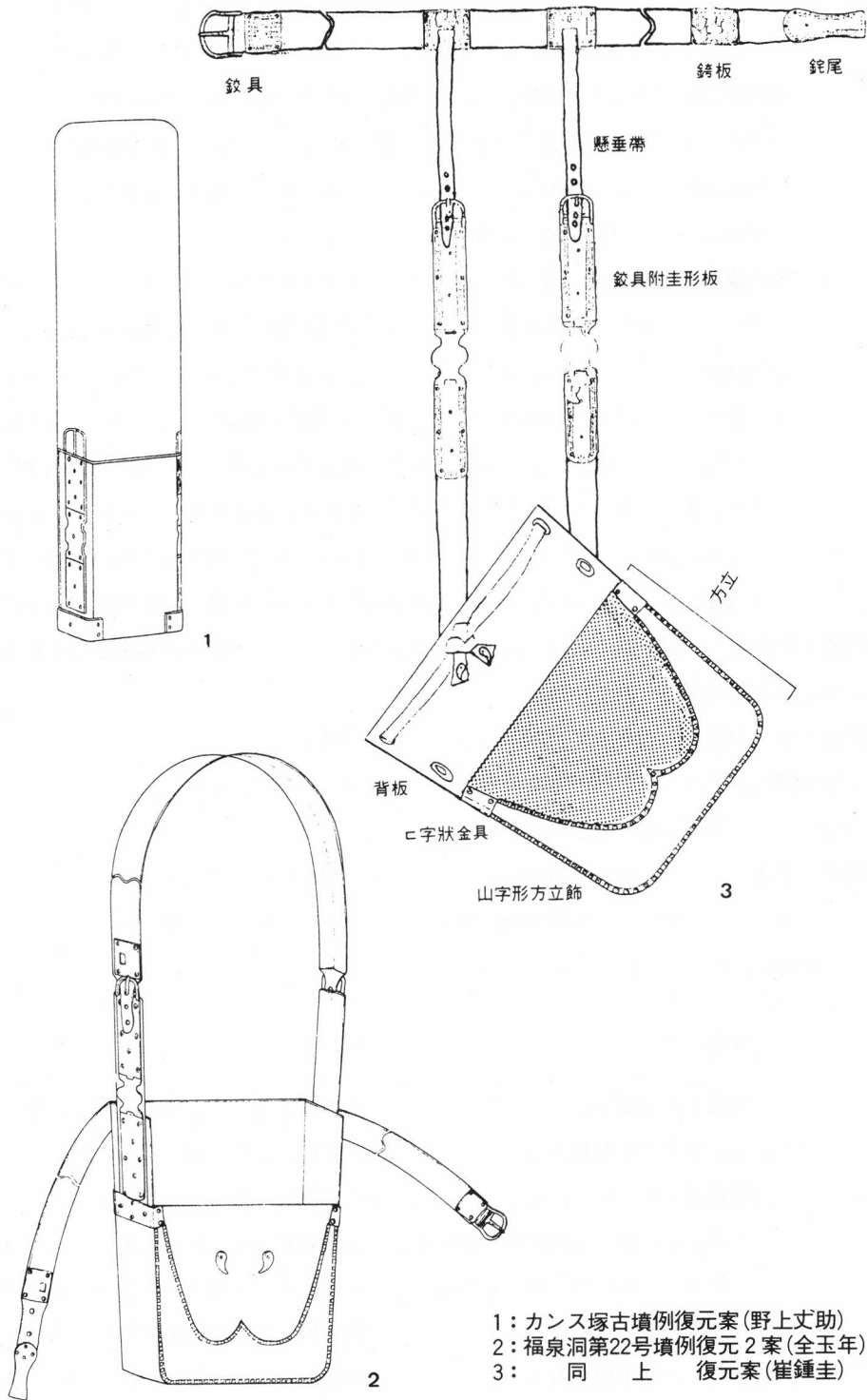
コ字形飾金具2点 長方形の金具の両端を折り曲げたもので、左・右両端上・下、及び正面中央に計5個の鉸ないし鉸穴が認められる。

帯金具2点 帯金具は鉸具と方形板金具からなり、鉸具は吊手飾金具のそれよりはかなり大形である。方形板金具には鉸具側に3個、ベルト側に2個、計5個の鉸が打たれ、裏面には腐食した革が断片的に付着している。

3 胡籙の復原

私市円山古墳出土の胡籙は、布・革を用い、方立本体は上面に漆を塗布し焼きしめたものと推定される。まず諸金具類がどのように使用されていたかを検討してみよう。

鉸具付中円板状吊手飾金具が、方立本体を吊り下げる機能を有していることは他言を要しない。しかし方立本体脇部に鉸具を外側に出して直接装着させる野上氏案⁶、下部圭形金具のみを装着させる全氏案⁷、吊り革のみに取り付ける崔氏案⁸と、意見が異なる。本例の場合、吊手飾金具Aの下部圭形金具上に存するコ字形飾金具1とその出土状態を考慮する限り、コ字形飾金具1に吊手飾金具Aが挟み込んでおり近接して装着されていたことに相違ない。吊手飾金具の直下の、方立上端脚部にコ字形飾金具が取り付けられていたと推定さ



- 1: カンス塚古墳例復元案(野上丈助)
- 2: 福泉洞第22号墳例復元2案(全玉年)
- 3: 同上復元案(崔鍾圭)

第2図 胡籙復元模式図

れる。この点は野上・全氏案とも共通するが、方立脇部での装着位置が異なる。吊手飾金具A3より約2cm離れて鉄鏃の切っ先があり、その空間部に方立脇部を想定せざるを得ない。全氏案に賛同したい。またコ字形飾金具1の内側に布・革以外に漆膜状のものが確認できるが、吊手飾金具には見られず、革が金具両側にはみ出した広がりを見せ、明確に装着部位の差を示唆している。

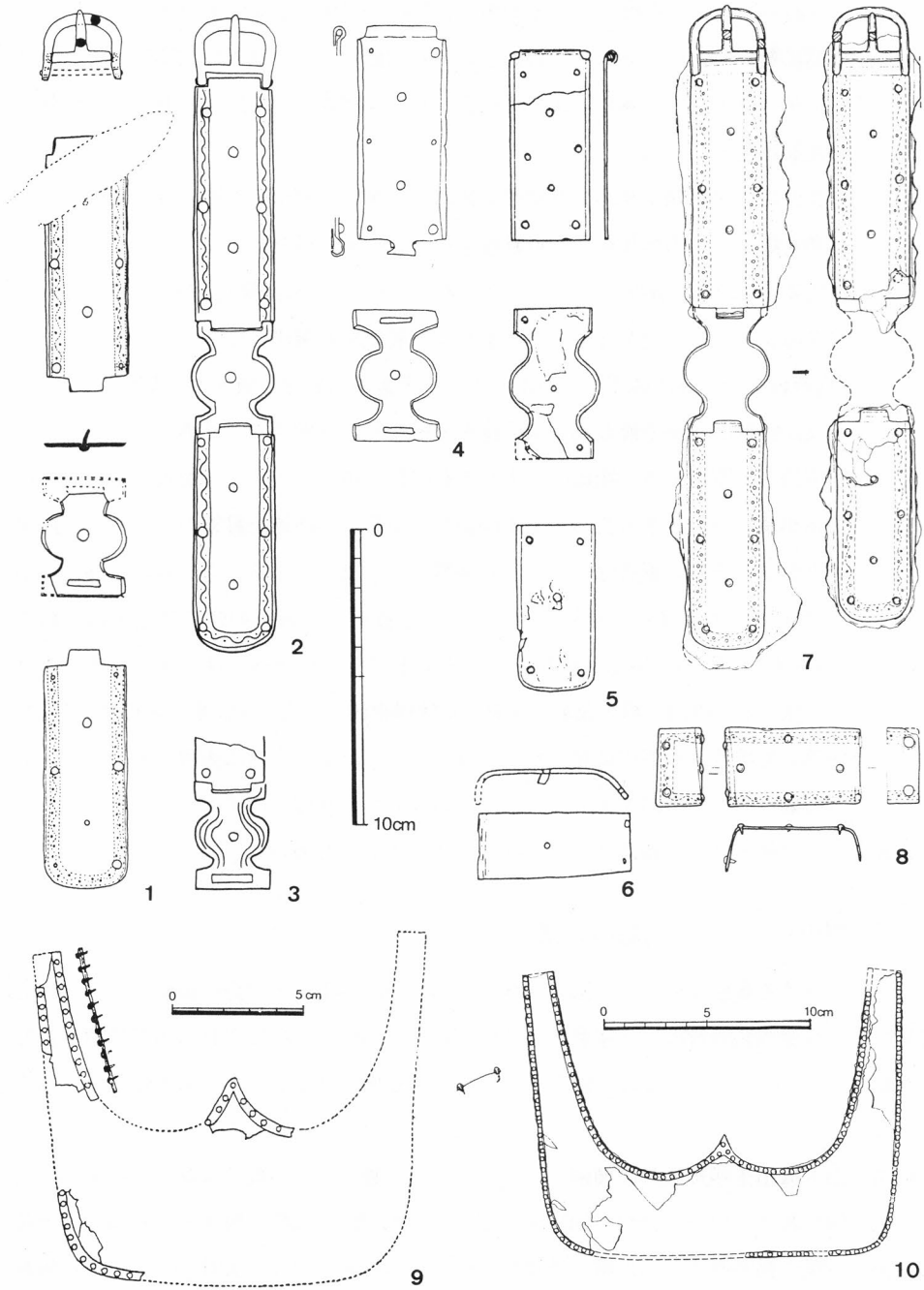
全氏案のように、吊手飾金具が方立脇部上側に吊り革をも利用して取り付けられた場合、ベルトとは直角を成す。中円板状金具の可動性を加味しても、振れが生じて弱化するという相互関係にある。全氏は、肩掛けベルトを想定することで、この問題を解消しようとした。しかし後述するように、一对をなす吊手飾金具の全長差をも解決したことにはならない。むしろ、方立背板正面両脇に装着していたとする坂氏案⁹の内裏塚古墳タイプを想定したい。

次に、金氏が指摘した吊手飾金具の全長差をどのように理解するかである。これはベルトとの連結方法とも関係する。崔氏は、方形有孔銚板を重視して懸垂帯を設定した。しかし懸垂帯自体が長さ調整できるため、吊手飾金具の全長差の機能を軽視しており、全氏案も前述したとおりである。筆者はベルトに直接繋げていたと考える¹¹。方立背面正面にコ字形飾金具の直上から吊手飾金具を装着すれば、吊手飾金具の鉸具の位置は左・右で約1cmの段差が生ずる。この段差は、直接吊手飾金具とベルトを連結させれば、自然と方立本体に傾斜が生じる。中国東魏・茹茹公主墓¹²、東陳村東魏墓¹³、北齊高潤墓¹⁴などの武人像や、高句麗安岳第3号墳¹⁵武者行列図に見られる胡籙は、いずれも斜方向に表現されている。矢を抜き取って射る場合、特に馬上にあっては、傾斜しておればその機能が十分に発揮できる。まさに吊手飾金具の全長差は、この機能を造出させるためのものである。

4 私市円山古墳出土胡籙の系譜

胡籙を装飾する各種金具とその出土状況から私市円山古墳出土胡籙の復原を試み、革帯、鉸具付吊手飾金具装着背板、コ字形飾金具付方立の三部位から構成される布革袋製であることを推定した。ここでは、鉸具付吊手飾金具の類例を列挙し、その系譜を考えてみることにする。

私市円山古墳出土胡籙金具の類例 本例のように、鉸具・中円板状金具・圭形金具の三連式吊手飾金具は、田中氏分類のBIb形式、早乙女氏分類のVa類に属する。日本では千葉県内裏塚古墳¹⁶、福岡県月ノ岡古墳¹⁷、愛知県おつくり山古墳¹⁸、福井県天神山7号墳¹⁹、兵庫県カンス塚古墳²⁰から出土している。前3例は、金銅製で、軸受による中円板状金具を介して連結・固定させ、留金具の鉸の配列を同じくする。内裏塚古墳と月ノ岡古墳両例には表面に蹴り彫りによる連続波状文と平行線文を描出させ、月ノ岡古墳の他例には、中円板状に



1:内裏塚古墳 2・3・9:月ノ岡古墳 4:おつくり山古墳
 5・6:カンス塚古墳 7・8・10:福泉洞第22号墳 (2・3は模式図)
 第3図 各地出土胡籙金具の類例(参考文献より引用)

まで波状文を陰刻する。山字形方立飾金具を伴うことを大きな特徴とし、共伴遺物から5世紀中葉に比定されている。カンス塚古墳例は、鉄地金銅張製で、各々を分離・固定させた3枚構成式で、表面は無文である。コ字形飾金具のみ共伴し、出土須恵器から5世紀後半に比定されている。本例と酷似する吊手飾金具は韓国釜山福泉洞古墳群第22号墳例²¹である。金銅製で、圭形金具表面には重複連続蹴り彫りによる波状文と平行線文を刻す。山字形方立飾金具を伴い、5世紀前半に比定されている。国内出土の4例は、中円板状金具中央に鋳留金具を配する、三連固定式で共通する。

私市円山古墳出土胡籙の系譜 上記類例は金具組成から二大別される²²。すなわち、Aタイプは山字形方立飾金具と三連式の吊手飾金具を基本に構成さる。内裏塚古墳・月ノ岡古墳・おつり山古墳の3例がある。Bタイプはコ字形飾金具と3枚構成の吊手飾金具を基本とする。本例のほかにカンス塚古墳例や天神山7号墳例がある。5世紀中葉に比定される本例は、Bタイプ中、カンス塚古墳例より金具の諸要素から推しても先行することは確実である。むしろ共通項の多いAタイプと比較すれば、既述したように国内出土Aタイプは中円板状金具中央に鋳留金具を有し、大きく相違する。吊手飾金具は、中円板状金具を介して、可動性から固定化への変遷を辿る。いわゆる、3連式から中円板状金具鋳留式を経て一枚造りへと変化する。この図式に立脚すれば、本例はAタイプよりも先行することになる。これはまた蹴り彫りが連続重複式から連続列点式へと発展する過程とも軌を一にしており、本例を国内最古例と推定したい。

翻って、福泉洞第22号墳例は材質や中円板状金具表面の文様の有無で本例とは異にする。しかし、3連可動式や連続重複蹴り彫りで、同一である。仮に、国内出土の5世紀中葉に比定されるBIb形式が、伽耶渡来工人一世による可能性が高いとすれば、本例は伽耶地域から国内に搬入された渡来品と判断される。渡来品であれば、鉄地金銅張が金銅製よりも後出であるとする点とも矛盾しない。同22号墳に続いて築造された福泉洞古墳群第11号墳²⁴から鉄地金銅張胡籙金具が出土している。少なくとも5世紀前半～中葉代に伽耶地域で、共存・変遷していた可能性を指摘できるからである。

なお、拙稿を草するにあたり、下記の諸氏に大変お世話になった。記して深謝します。
安在皓、江崎武、神戸佳文、金昌鎬、久保智康、小池史哲、早乙女雅博、定森秀夫、申敬澈、杉山晋作、徐始男、宋桂鉉、鄭澄元、全玉年、平川裕介(敬称略、アイウエオ順)

(まつい・ただはる＝当センター)

1 後藤守一『日本歴史考古學』(四海書房、東京、1937.7)

2 ①野上丈助「武器・武具十六の謎」(『歴史読本』9月臨時増刊号、東京、1977.8)

- ②全玉年「東萊福泉洞22号墳出土胡籙金具胡籙의 復原」(『伽耶通信』第11・12合輯號、釜山、1985.3)
- ③崔鍾圭「盛矢具考」(『釜山直轄市立博物館年報』第9輯、釜山、1987.5)
- ④早乙女雅博「古代東アジアの盛矢具」(『東京国立博物館紀要』第23号、東京、1988.3)
- ⑤田中新史「古墳出土の胡籙・靱金具」(『井上コレクション 弥生・古墳時代資料図録』東京、1988.6)
- ⑥金昌鎬「東萊福泉洞22号胡籙 복원 의 현 단 개」(『嶺南考古学』第5號、釜山、1988.8)
- ⑦坂靖「胡籙の復原—寺口千塚の資料を中心として—」(『古代学研究』120、大阪、1990.2)
- 3 京都府相楽郡木津町所在白山古墳から出土している。
- 4 鍋田勇・石崎善久「私市円山古墳出土の胡籙金具」(『京都府埋蔵文化財情報』第31号、京都、1989.3)
- 5 鍋田勇・大崎康文他「近畿自動車道敦賀線関係遺跡—私市円山古墳—」(『京都府遺跡調査概報』第36冊、京都、1989.12)
- 6 注2の①と同じ。
- 7 注2の②と同じ。
- 8 注2の③と同じ。
- 9 注2の⑦と同じ。
- 10 注2の⑥と同じ。
- 11 釜山大學校博物館安在皓氏も同意見である。
- 12 磁景文化館「河北磁景東魏茹茹公主墓發掘簡報」(『文物』1984年第4期、北京)
- 13 磁景文化館「河北磁景東陳村東魏墓」(『考古』1977年第6期、北京)
- 14 磁景文化館「河北磁景北齊高潤墓」(『考古』1979年第3期、北京)
- 15 조선민주주의인민공화국과학원고학및민속학연구소 編著 『안악제3호분발굴보고』(『유적발굴보고』3집、평양、1958.3)
- 16 小沢洋「参考資料 内裏塚古墳出土遺物」(『年報No.1・研究紀要I』、千葉、1983.3)
- 17 吉井町教育委員会編『月の岡古墳』(『国指定重要文化財出土図録』、福岡、1989.3)
- 18 熱田神宮宮庁編『古代にみる熱田のすがた』(愛知、1970.11)
- 19 福井県立博物館編『知られざる古墳時代』(福井、1988.4)。未発表のため詳細不明。
- 20 注2の①と同じ。
- 21 安在皓・全玉年ほか『東萊福泉洞古墳群II』(『釜山大學校博物館遺蹟調査報告』第14輯、釜山、1990.2・12)及び注2の2・3と同じ。
- 22 注2の⑦に同じ。
- 23 注2の⑤に同じ。
- 24 鄭澄元・申敬澈『東萊福泉洞古墳群I』(『釜山大學校博物館遺蹟調査報告』第5輯、釜山、1983.8)